

政

令

森林組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年六月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百二十三号

森林組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林組合法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十号）の施行に伴い、並びに森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九條第八項ただし書、第一百條第七項ただし書、第一百條第二項及び第一百九條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

（森林組合の員外利用額の限度の特例）

第一条 森林組合法（以下「法」という。）第九條第八項ただし書の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 法第九條第一項第二号に掲げる事業のうち施業に係るもの
- 二 法第九條第二項第三号に掲げる事業のうち林産物を原材料とする燃料の販売に係るもの
- 三 法第九條第二項第十四号に掲げる事業

2 法第九條第八項ただし書の政令で定める額は、その事業年度において組合員等（同項ただし書に規定する組合員等をいう。）が利用するその事業の分量の額に二を乗じて得た額とする。

第四条を次のように改める。

（森林組合連合会の員外利用額の限度の特例）

第四条 法第一百條第七項ただし書の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 法第一百條第一項第一号の二に掲げる事業のうち施業に係るもの
- 二 法第一百條第一項第五号に掲げる事業のうち林産物を原材料とする燃料の販売に係るもの
- 三 法第一百條第一項第十六号に掲げる事業

2 法第一百條第七項ただし書の政令で定める額は、その事業年度において所屬員等（同項ただし書に規定する所屬員等をいう。）が利用するその事業の分量の額に二を乗じて得た額とする。

第七條第一項中、「第百十條、第百十一條」を、「第百十條第一項及び第二項、第百十一條第一項から第五項まで」に改め、同條第三項中、「第百十條」を、「第百十條第一項若しくは第二項」に、都道府県連合会から第五項まで「を、都道府県連合会若しくはその子会社等（同項に規定する子会社等をいう。以下この項及び次項において同じ。）から」に、都道府県連合会に「を、これらに」に、第百十一條を、「第百十一條第一項から第五項まで」に、都道府県連合会に「を、これらに」に、第百十一條を、「第百十一條第一項若しくは第二項」に、都道府県連合会から「を、都道府県連合会若しくはその子会社等から」に、都道府県連合会に「を、これらに」に、第四項を、「第五項」に、都道府県連合会を、「都道府県連合会若しくはその子会社等の」に改め、同條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

（組合と特殊の関係のある者）

第七條 法第一百條第二項の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 その組合の子会社（法第一百條第三項に規定する子会社をいう。）
- 二 その組合がその総会員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する森林組合連合会

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、森林組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月十七日）から施行する。

（法人税法施行令の一部改正）

第二条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
第八十四條第七号中「施設」を「事業」に改める。

財務大臣 谷垣 禎一
農林水産大臣 島村 宜伸
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年六月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百二十四号

独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令

内閣は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第二條第五項、第六條第六項、第七條第三項、第十七條第二項及び第二十條第七項並びに附則第二條第三項第五項、第十三項及び第十五項、第三條第三項、第十項及び第十三項並びに第十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

（核燃料物質）

第一条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（以下「法」という。）第二條第五項の核燃料物質のうち政令で定めるものは、ウラン二二三、ウラン二三五及びプルトニウムとする。

（評価委員の任命等）

第二条 法第六條第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 一人
 - 二 文部科学省の職員 一人
 - 三 経済産業省の職員 一人
 - 四 独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員 一人
 - 五 学識経験のある者 一人
- 2 法第六條第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
- 3 法第六條第五項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省研究開発局原子力研究開発課において処理する。